

# 再生可能エネルギーの環境影響評価制度における対象事業の運用に関する検討会 開催要綱

令和3年6月22日

経済産業省産業保安グループ電力安全課  
環境省大臣官房環境影響評価課

## 1. 目的

環境影響評価制度は、事業の実施の際に、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、関係する行政機関及び一般の意見を聴き、環境の保全について適正な配慮がされることを確保することを目的としている。こうした観点から、一定規模以上の太陽電池発電所や風力発電所の設置は、環境影響評価法及び電気事業法（以下、「法」という。）に基づく環境影響評価の対象事業とされている。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再エネの最大限の導入が求められる中、事業形態や再エネ発電設備の土地利用や構造物の多様化などが進んでいるが、一部のプロジェクトでは意図的に環境影響評価手続を逃れようとする計画があるとの指摘もある。今後、再エネの主力電源化に向け、地域や国民から信頼を得、長期にわたって責任ある事業運営を行っていくためにも、環境影響評価の適切な実施は不可欠である。

以上を踏まえ、環境影響評価法を所管する環境省と、電気事業法に基づく環境影響評価を所管する経済産業省において、地域と共生した再エネ導入のために、環境への適正な配慮がされるよう、法に基づく環境影響評価の対象となるべき事業の考え方について、検討を行うため、有識者による「再生可能エネルギーの環境影響評価制度における対象事業の運用に関する検討会」（以下、「検討会」とする。）を開催する。

## 2. 検討事項

検討会は次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 環境影響評価法第2条第1項に規定する法の対象事業に係る「事業の一連性」の考え方の整理
- (2) 環境影響評価法の対象事業に係る「同一発電所」や「同一工事」の考え方の精査
- (3) その他

## 3. 構成

検討会は環境省及び経済産業省から依頼された有識者により構成される。なお、別途オブザーバーを指名することもある。

## 4. 会の運営

- (1) 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。
- (2) 座長は、委員の互選により選出する。
- (3) 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- (4) 会議は、非公開とし、議事要旨は会議終了後に公開することとする。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするができる。
- (5) 検討会の事務局は、環境省より業務を請け負う株式会社プレック研究所が務める。

## 5. 期間

令和3年6月22日から7月末日（予定）までとする。

## 6. その他

上記に定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、随時検討会の中で協議し、座長の承認を受けて定める。